

◇釧路市図書館資料収集方針

平成28年4月1日策定

令和元年6月14日改訂

1. 目的

この方針は、本市の図書館が市民の生涯学習を支え、情報拠点としての役割を果たすために必要な図書館資料の収集に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 市民の生涯学習を支援するため、学習や調査研究に役立つ資料を基本に、教養の向上、レクリエーション等に資する資料まで幅広く収集する。
- (2) 地域のさまざまな課題を解決するために役立つ資料を収集する。
- (3) 地域の歴史や文化を次世代に伝えるため、地域に関する資料を収集する。
- (4) 子どもの読書活動を推進するため、子ども向け資料の収集の充実に努める。
- (5) 市民からの要望に対しては、本方針及び各資料の選定基準に基づき、その資料の利用予測や予算執行状況などを考慮しながら、可能な範囲内で収集する。
- (6) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」を踏まえ、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、公平な立場で資料を収集する。

3. 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。各資料の選定基準は、資料の種類ごとに別に定める。

- (1) 図書資料
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地域資料
- (4) 児童資料
- (5) 青少年資料
- (6) 視聴覚資料
- (7) 障がい者等サービス資料
- (8) 電子資料

4. 収集の方法及び部数

- (1) 購入、寄贈、寄託等の手段を活用し、できるかぎり迅速かつ的確な方法で収集する。

- (2) 寄贈を受ける資料は、図書館が利用方法等を判断できるものとする。
- (3) 資料の購入部数は、全館（釧路市中央図書館、釧路市西部地区図書館、釧路市東部地区図書館、釧路市中部地区図書館、音別町ふれあい図書館、阿寒町公民館図書室）で、原則として最も多い場合で1タイトルにつき4部までとするが、次の資料は保存と利用状況を考慮するものとする。
 - ①地域資料
 - ②児童資料

5. 資料の保存及び除籍

- (1) 収集資料の適切な整理と保存を図る。
- (2) 地域資料等は、必要に応じて複写資料の作成やデジタル化など資料媒体の変換を行い恒久的な資料の利用に努める。
- (3) 資料の除籍基準及び逐次刊行物の保存期限は別に定める。

6. 各館の資料収集における役割

- (1) 釧路市中央図書館は、分館・分室からの資料要求に応えられるよう保存図書館の機能を果たしながら、各分野における基本図書など必要な資料を幅広く収集する。
- (2) 分館・分室は、その設置された地域の特性、事情および市民生活等を考慮しつつ、比較的利用の多い分野を中心に必要な資料を収集する。

7. 収集資料の選定組織等

- (1) 本方針及び各資料の選定基準に基づく収集資料の選定、資料の除籍基準に基づく資料の除籍を行うため、釧路市中央図書館に資料選定委員会を設置する。
- (2) 資料選定委員会は、収集資料及び除籍資料の選定を行うにあたり、教育委員会所管課と協議するものとする。
- (3) 適切な資料収集を期するため、外部有識者による評価を行うものとする。
- (4) 資料選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

8. 改正

本方針、各資料の選定基準及び資料の除籍基準は、釧路市図書館基本計画をはじめ、利用者ニーズの変化や出版物の動向、情報通信技術の発展等を考慮し、必要に応じて改正する。